

約款の事前開示

近時、約款を利用した取引が消費者契約においても極めて多く見られる中で、新民法において定型約款の規定が設けられたことを踏まえ、消費者契約法第3条第1項の前半部分を改正し、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置くよう努めなければならない。」(下線部を追加する)という考え方について、どう考えるか。

1. 新民法における定型約款の規定

(1) 定型約款の規定の内容

平成29年5月26日に成立した民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号。以下、この法律による改正後の民法を「新民法」という。)は、「定型約款」に関する規定を設けている。具体的には、定型取引における契約の内容とするために一方当事者が準備した条項の総体を「定型約款」と定義するとともに、定型約款が契約の内容となるための要件や、定型約款の内容の表示に関する事項等を定めている。

【新民法(抜粋)】

(定型約款の合意)¹

第548条の2 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- 二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

¹ 鉄道による旅客の運送に関する取引等については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号。以下「民法整備法」という。)により、それぞれの取引に関する民法以外の法律において特例規定が設けられ、定型約款を契約の内容とする旨を公表していれば、個別の条項についても合意をしたものとみなすこととされている(民法整備法による改正後の鉄道営業法第18条の2等)。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

(定型約款の内容の表示)

第 548 条の 3 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(2) 定型約款の内容の表示についての考え方

定型約款の内容の表示については、新民法の立案過程において、法務省から次のような説明がされていた。すなわち、定型約款を用いて契約を締結する場面では、相手方も定型約款の中身を逐一見ようとしなない場合が多くあると考えられるため、常に相手方に事前に内容を開示しなければ契約内容とならないとすると、かえって煩雑になると考えられる。他方で、相手方が、自分が締結しようとし、又は締結した契約の内容を確認することができるようにすることは必要と考えられる。そこで、双方の要請を踏まえ、相手方の請求があった場合には、条項準備者は、定型約款の内容を示さなければならないとする規定を設ける、というものである²。

また、新民法が国会で審議される中で、法務省から、「現行法第 1 条第 2 項の信義則を根拠として認められることのある信義則上の情報提供義務のほか、行政法規などが定める重要な情報を提供すべき義務などは、改正法案第 548 条の 3 の規定により、契約内容が相手方に表示されたとしても、それにより、当然にこういった情報提供義務が履行されたということにはならないものでありまして、これらの情報提供義務の履行がされたか否かについては、やはり各義務の根拠規定に照らしつつ判断されるものというふうに考えております。このような改正法案の趣旨につきましては、改正法案が成立した際には法務省としても十分に周知することとしたいというふうに考えております」という考え方が示されている³。

² 民法（債権関係）部会資料 75B の 11 頁。なお、この資料では「定型約款」は「定型条項」と記載されている。

³ 参議院法務委員会（平成 29 年 5 月 23 日開催）における小川政府参考人の答弁（法務委員会会

2. 第 38 回における議論の概要

第 38 回では、前回（第 37 回）までに「優先的に検討すべき論点」の検討が一巡したことを受けて、「約款の事前開示」を含む「優先的に検討すべき論点」以外の論点の取扱いについて検討が行われた。

(1) 委員から示された消費者契約法で対応すべき理由

この検討において、複数の委員から、新民法における定型約款の規定を踏まえ⁴、消費者契約法において約款の事前開示に関する規定を設けるべきであるという意見が示された。委員から示された理由は、以下のように整理することができると考えられる。

ア 消費者契約法の情報提供に関する考え方

新民法は、定型約款準備者があらかじめ定型約款の内容を相手方に開示（表示）することを、定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなすための要件とはしていない（新民法第 548 条の 2 第 1 項）。そして、定型約款準備者が相手方に対して定型約款を記載した書面を交付していたなどの場合を除き、定型約款準備者は、相手方から請求があった場合には、定型約款の内容を示さなければならない旨を定めている（新民法第 548 条の 3 第 1 項）。

しかし、消費者契約法は、事業者の努力義務として、事業者が消費者契約の内容についての必要な情報を消費者に提供する旨を定めており（法第 3 条第 1 項）、この規定の趣旨に照らすと、消費者契約については約款を事前に開示する旨の規定を消費者契約法に設けることが望ましいという指摘があった。

イ 消費者による開示請求の困難性への手当て

新民法は定型約款の開示（表示）を相手方の請求に係らしめている（新民法第 548 条の 3 第 1 項）。しかし、消費者契約において定型約款が用いられた場合、開示請求には一定の時間と労力がかかることや、事業者の反感を買うことをおそれたり遠慮があって開示請求を控える消費者も想定されることから、消費者が定型約款の開示請求権を行使することは現実的には期待しがたく、消費者契約法において手当てする必要があるという指摘があった。

これに対しては、新民法に基づく実務としては、事業者は請求があれば定型約

議録第 13 号 33 頁）。

⁴ なお、第 38 回が開催された平成 29 年 5 月 12 日の時点では、新民法は成立しておらず、国会（参議院）で審議中だった。

款を消費者に渡せるように準備しておくものと考えられることや、最近インターネット上で約款を開示する事業者も多いことなどからすると、請求を開示(表示)の要件としたことによる消費者の負担は、必ずしも大きくないのではないかという趣旨の指摘や、新民法の施行後の実態を踏まえて検討する必要があるという指摘もあった。

ウ 消費者が約款に拘束される法的根拠等

また、消費者に対する手続保障として、消費者が知ろうと思えば知ることができる状態に置かれている契約条件でなければ契約の内容とはなり得ないので、この趣旨が明らかになるような規定を消費者契約法に設けるべきであるという指摘があった。

この指摘に関連すると考えられる指摘として、委員からは、新民法における定型約款の規定は、定型約款の個別の条項が契約内容となるための最低限の要件を規定しているにもかかわらず、その趣旨が誤解されて、事業者は定型約款の内容を事前に開示する必要はないという誤ったメッセージ効果をもたらすおそれがあるので、このメッセージ効果を予防するために消費者契約法で対応する必要があるという指摘もあった。

後者の指摘に対しては、新民法が誤ったメッセージ効果をもたらすおそれがあるのならば、新民法の周知・啓発活動において対処すべきであるという指摘もあった。

エ その他の指摘

さらには、契約条項を独自に解釈する消費者もいるので、事前に契約内容を開示することが重要であるという指摘や、約款の事前開示について専門調査会で議論を行いその結果が公表されることそれ自体が消費者教育に繋がるという指摘もあった。

(2) 第38回における結論

以上のように、第38回では、約款の事前開示に関する規定を消費者契約法において設けるべきであり、そのために専門調査会で論点として検討する必要があるという意見が出されたが、その一方で、事業活動への影響が大きいので慎重に検討する必要があるという意見や、取りまとめに向けた検討を行う時間が限られている中で、約款の事前開示という新たな大きな論点を検討するのは困難であるという意見もあった。

委員間で議論が行われた結果、約款の事前開示については、法第3条に関わる問題として、第37回までに検討が行われた「消費者に対する配慮に努める義務」の

論点とあわせて検討することとなった。

3．検討

消費者契約法第3条第1項の前半部分は、事業者が消費者契約の条項を消費者にとって明確かつ平易に作成するよう配慮する旨を定めているが、明確かつ平易に条項が作成されたとしても、消費者が消費者契約の締結に先立ち条項を知ることができる状態になれば、条項を明確かつ平易に作成する意味が乏しいといえる。

そこで、事業者の努力義務として、消費者契約法第3条第1項の前半部分に続けて、「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」ことを定めることが考えられる（以下「立法提案」という。）

このことは、法第3条第1項後半部分に照らしても、同様に要請され则认为られる。というのは、事業者と消費者との間には情報・交渉力の構造的格差があることを踏まえ、法第3条第1項後半部分は、事業者の努力義務として、勧誘をする際に消費者契約の内容についての必要な情報を提供することを定めている。消費者契約の条項は契約の締結に先立ち事業者が作成・準備することが通常であることから、格差を是正するため、消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を知ることができるようにすることが望ましいと考えられる。

事業者は多数の取引を反復継続して行うため、その取引に関する情報は事業者に集約されることになる。その一方で、消費者は、通常、自己の行う取引について十分な情報を持っていない。このように事業者と消費者の間には情報の格差があり、また、消費者が当該契約のためにかかることができる時間と労力には限りがあるため、交渉力にも格差が生ずるものと考えられる。そこで、情報・交渉力の格差を是正し、消費者契約の適正化を図る観点からは、事業者としては、消費者が契約条項の内容を知ろうとしたときには事業者に対する開示請求をすることなく容易に知ることができるようにすることが求められると考えられる。立法提案における「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」とは、以上のような意味であり、例えば、消費者が事業者のウェブサイトを通じてオンラインで契約を締結する場合には、ウェブサイト利用規約が掲載されており、契約の締結までに利用規約を案内する画面が表示されることがこれにあたると思われる。

また、立法提案を条文化した場合であっても、「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」ことは、法的な義務であるものの努力義務であるため、義務違反を理由として契約の取消しや損害賠償責任といった私法的効力が直ちに発生するものではないと考えられる。

【参考条文】

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）

（差止請求権の行使等）

第二十三条

1～3 （略）

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

5～6 （略）